

別冊「チャレンジ支援枠」



内容

市民協働のまちづくり活動応援補助金の概要.....	4
支援枠について.....	5
応募要件.....	5
全支援枠 共通 の応募要件.....	5
実施する活動の要件	5
補助対象とならない活動.....	5
応募要件と対象活動の概要	6
全体スケジュール.....	7
活動計画～完了までの流れ.....	7
申請.....	8
申請時に必要な提出書類.....	8
活動計画書.....	9
概算予算書.....	9
申請や活動内容についての相談、書類の提出先※要事前連絡.....	12
相談先（まちづくり団体、NPO 法人などの設立、他団体とのマッチング）	12
書類提出先／相談先（活動内容、審査含む手続きについて）	12
審査.....	13
書類審査.....	13
審査基準.....	13
その他注意点.....	13
交付の決定と補助金の交付.....	14

交付申請書類の提出	14
補助金交付の決定	14
補助金の交付	14
(確定払いの場合)	14
(概算払いの場合)	14
活動実施および実績報告など	15
活動内容の周知	15
最終実績報告	15
額の確定など	15
活動計画の中止・変更	16
関係書類の整理など	16
活動報告会への出席	16
その他注意点	16
【参考1】 特定非営利活動促進法 別表	16
【参考2】 特定非営利活動促進法 第二条	17

市民協働のまちづくり活動応援補助金の概要

わたしたちの生活には、近年、少子高齢化や環境問題、防犯などさまざまな課題があふれ、また、価値観・生活様式の多様化、地方分権の推進など社会情勢の大きな変化により、市民のニーズも拡大・多様化しています。

そのような状況の中、行政だけできめ細やかなサービスを提供することは能力的にも財政的にも限界があることが見えてきました。また、地方分権が進展する中、魅力あふれるまちを築くためには、地域の特性を活かしたまちづくりや、地域を知り地域に愛着をもつ市民によるまちづくりが必要になってきました。行政だけでなく、行政と市民が一緒になって積極的にまちづくりに参画し、行動していく仕組み…それが「市民協働のまちづくり」です。

「東広島市市民協働のまちづくり活動応援補助金」は、市民協働の多様な担い手が、地域のニーズや課題を把握し、考え、自分たちの特性を活かして、主体的に地域のために活動することを応援する制度です。

福祉、環境、防犯・防災、文化などの特定の分野やテーマの限定はありません。多様な市民協働の担い手による先進的かつ公益的で、地域の元気を創出する取組みについて、より優秀な事例に対して助成を行います。

また、一過性の活動ではなく、その後の展開を通じて、継続して東広島市に定着させることを目指し、地域の発展、団体の発展はもちろんのこと、他地域、他団体へも波及効果を期待できる、公共性の高い活動であることを応募の前提とします。

地域を支える多様な担い手が充実し、その活動が活性化し、地域とつながることによって、東広島市をもっと『素敵なまち』にする活動を支援していきます。

本書では、「チャレンジ支援枠」について詳しく記載します。別枠で申し込みを検討される場合は、「令和7年度 市民協働のまちづくり活動応援補助金 募集要項」を確認ください。

支援枠について

多様な主体による市民協働のまちづくりを進めていくために、団体別・活動内容別に次の支援枠を設けて、補助金を交付します。

支 援 枠	補 助 額 上 限 (/ 回)	補 助 率	同活動に対する 補 助 上 限 回 数
チ ャ レ ン ジ 支 援 (市民団体、住民自治協議会)	5 万円	補助対象経費総額の 10 分の 10 以内	3 回

応募要件

全支援枠共通の応募要件

実施する活動の要件

広く市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる活動で、以下の要件を満たすもの。

- ☐ 東広島市内で実施される活動であること。
- ☐ 活動の実施計画（効果を含む）および収支計画が明確であること。
- ☐ 当該年度中（交付決定～令和 8 年 3 月 31 日）に実施・完了する活動であること。

補助対象とならない活動

- ☐ 政治的な目的で実施されるもの。
- ☐ 宗教的な目的で実施されるもの。
- ☐ 営利活動を目的とするもの。
- ☐ 同じ活動について、東広島市の別の補助金を受けるもの。※
- ☐ その他市長が適当でないと認める団体および活動。

※この補助金に申請する活動以外で補助金を受けている場合でも、申請できます。ほか、住民自治協議会に交付している地域づくり推進交付金については、併用することができます。

なお、国・県などの補助金の中には、補助金を受ける条件として「その他の補助金を受けていないこと」としているものがありますので、注意してください。

応募要件と対象活動の概要

概 要	試作的な既存活動の拡充や新規活動の立ち上げを目的とし、地域課題の解決や東広島市のまちの魅力向上につながる活動を支援します。
補助対象者	補助対象者は、市民活動団体、住民自治協議会のうち、いずれかの要件を満たす団体とします。
交付回数の 限度など	本補助金の申請は、1年度につき1団体1事業までです。 ただし、他の支援枠での申請との重複を認めます。 また、チャレンジ支援を3回受給した後、同活動において他の支援枠について申請することも可能です。 なお、他の支援枠を使用した時点で、同活動においてのチャレンジ支援枠を申請することはできなくなります。 過去に別の支援枠を利用した活動についてはチャレンジ枠の利用はできません。
留 意 事 項	☐ 他の支援枠と異なり、審査員へのプレゼンテーションを求めることはありませんが、同様の基準で書類審査を行います。計画内容が誰から見てもわかりやすいように申請書を作成して下さい。 ☐ 地域づくり推進課において審査を行い、他の支援枠と同様に審査員においても審査を行います。審査に時間がかかることをご了承ください。詳しくはP14を参照。 ☐ 同一年度に同一活動に係る申請を再度受け付けません。審査を通過できなかった活動について、再度活動を希望し補助金を利用したいと思われる場合は、内容を精査し次年度以降に提出してください。 ☐ 実績報告が必要です。 「会計事務について」に基づき実績報告を提出してください。

全体スケジュール

活動計画～完了までの流れ

月	手続き		補助金（概算払）	補助金（確定払）
4	●申請受付開始 ●補助金申請書提出 ●交付決定後活動開始 ※申請書を受けて、市は交付決定を行います。交付決定後以前の支出については補助対象外経費となってしまうので、早めの申請をお願いします。 なお、予算がなくなり次第受付を終了します。		●補助金概算交付請求書提出 ※請求から約 2 週間後に振込 ●（実績報告書を提出し、市から確定通知を受領した後） 補助金概算払精算書提出 ※実績に応じた確定額＞決定額の場合、差額は返金	●（実績報告書を提出し、市から確定通知を受領した後） 補助金請求書提出 ※請求から約 2 週間後に振込
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3		●3月31日：実績報告書類提出期限 ※実績報告書は、活動終了後1か月以内もしくは令和8年3月末日のどちらか早い日までに提出をしてください。		

申請

申請時に必要な提出書類

※団体概要、活動計画書、予算書などは審査にあたり、市役所内部での対象となります。ただし、「代表者」「事務所などの所在地」「連絡責任者」などの個人情報などについては、団体または本人の許可なく公表することはありません。

書類名	注意点
☐ 補助金申込書	申込書の押印は不要です。
☐ 申込チェックシート	
☐ 団体概要	
☐ 構成員名簿	住民自治協議会については、添付不要です。
☐ 活動計画書	
☐ 概算予算書	備品購入費を申請する場合は 、見積書の添付が必要です。
☐ 団体の定款、規約、会則	設立された団体（法人である必要はありません）または構成する団体の規約・会則などを添付してください。
☐ その他市が必要と認める書類	参考資料、許認可などの確認ができる資料を添付してください。

活動計画書

- ☐ 下図の審査基準を意識した活動を計画してください。
- ☐ 設備の設置や工事に関して必要となる許認可などの各種手続、関係機関との調整は早めに済ませ、交付申請時（審査通過後）には手続書類の写しなど、協議が完了していることを示す書類を添付してください。
- ☐ 提出書類中の資料の著作権などの諸手続きは、各申請団体において確認してください。

	審査基準	着眼点
共通	協働性 ★優先	<u>市民協働の推進に資する内容で、課題解決の担い手づくりの裾野を広げられる活動か。</u> ・市民参加の工夫や他機関との連携など、活動の拡大が期待できるか。 ・地域住民の参画や住民間の交流促進につながる活動か。 ・多様な個人、団体を巻き込む仕掛けが盛り込まれているか。
	必要性	<u>地域のニーズや課題が解決される活動か。</u> ・地域の活性化にとって、重要度、必要度が高いものであるか。 ・社会情勢に応じており、ニーズは高いものか。
	公益性	<u>地域に広く利益をもたらすことができる活動か。</u> ・地域の活性化、魅力の向上につながるものであるか。 ・団体の発展や利益を主たる目的としたものではないか。
	実現性	<u>活動計画および予算計画が無理のない活動内容となっているか。</u> ・実行可能な方法、スケジュールで活動計画が立案されているか。 ・収支予算が明確になっており、現実的で妥当な金額であるか。
支援 枠 別	チャレンジ性 ★優先	<u>チャレンジする気概を感じる活動か。</u> ・来年度以降発展していく可能性が高いか。 ・新たな視点や向上心をもって提案されたものか。

概算予算書

補助対象経費・補助対象外経費について

★全団体共通の支出項目（申請活動に直接関係する支出に限ります）

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	講師、出演者などへの謝礼 など	●事務職員の経常的な雇用経費●団体構成員（対象区域内の住民を含む）への謝礼●市および地方公共団体の機関への謝礼（個人的な活動を除く）●菓子折りなどの物品による謝礼に係る経費など
印刷製本費	ポスター、チラシ、報告書などの印刷費	
原材料費	●石材や砂、セメントなどの資材料費 ●苗木 ●料理教室などの食材など	
消耗品費	文房具などの消耗品費 など	
使用料および賃借料	●会議室、会場などの使用料 ●機器類の賃借料 など	
役務費	●郵便料金などの通信・運搬費 ●講師謝金の振込手数料 など	
委託料	専門的知識、技術などを要する業務についての委託など	計画、立案、実行の全てを委託する業務など
旅費 ※学生団体 除く	●講師、専門家、出演者などへの交通費、宿泊費（※1） ●視察、研修参加に対する交通費、宿泊費	●臨時的なアルバイト、ボランティアへの交通費・宿泊費など●視察、研修以外の団体の構成員に対する交通費、宿泊費●ガソリン代 など
研修など参加負担金	視察、研修などの参加負担金 など	連合組織などへの参加負担金 など
食糧費	●会議の飲み物、参加者の飲み物代 ●講師や外部ボランティアなどに対する食事、飲み物代 など（※2）	●菓子、酒代など ●団体構成員の飲食に係る経費（会議の飲料を除く）●交流会や懇親会での飲食代
その他	その他、活動の実施のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めた経費。（補助対象経費となるかは、個別に経費の内容を審査します。）	●他団体などへの補助金、寄附としての支出●商品券など金券、記念品などの購入●土地の取得、造成および補償に関する経費●団体の経常的な運営に関する経費（家賃、電話料、事務所賃貸料など）●領収書などにより、支払ったことを明確に確認することができない経費●社会通念上適切でないと認める経費など

※1 旅行会社などに委託する場合、実績報告時に内訳のわかる明細の提出が必要です。また、交通費は公共交通機関を対象とします。

※2 昼食代は1人当たり800円まで、飲料代は1人当たり200円までとしてください。また、活動における拘束時間などの理由で、発生して然るべき場合に限りま。

★支援枠で異なる支出項目（申請活動に直接関係する支出に限ります）

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
備品購入費	補助対象経費の2分の1 ・当該活動に必要と認められ、リース対応などが不可能な備品の購入費 ※備品とは、性質または形状を変えずに1年（取得価格または評価額が1万円未満のものは3年）以上の使用に耐えるものとします。 ※支援枠により補助対象金額が異なります。 ※申込時には見積書の提出が必要です。	●当該活動に必要と認められないもの（団体構成員間の持ち寄りなどで対応ができるもの、リースなどができる可能性があるものなど） ●パソコンやポットなど、当活動以外への使用が可能と考えられるものなど、事前に相談下さい。 ●登録、登記などが必要となる動産および不動産の購入費など

注意事項

- ・ 交付決定後～令和8年3月31日までの支出が補助対象となります。
- ・ 申込時、申請時および実績報告時は上記一覧に記載の支出項目を使用してください。
- ・ 団体の組織自体を維持するために必要な、経常経費（電気代、水道代等、事務局経費など）は対象となりません。
- ・ 補助対象となるか適否が不明な場合は必ず事前にご相談下さい。

会計事務について

- ☐ 交付決定後～令和8年3月31日までの支出が補助対象となります。
- ☐ 支払いを行った際には、必ず領収書を受け取ってください。

支払方法		注 意 点
共 通		●宛名は、補助金申請団体名としてください。 ●必ず但し書き(何に支払ったものか)の記載があることを確認してください。
現金	●領収書	領 収 書 令和〇年〇月〇日 東広島まちづくり団体 様 金 10,000円 領収しました。 但し 文具類 について ひがひろ商店 (印) ★補助金申請団体名 ★但し書き ★発行者名
	●レシート	「領収書」及び宛名等の必要事項の記載があれば、証拠書類として扱えます。
金融機関等の口座振込		請求書と振込明細書を合わせて証拠書類としてください。振り込みの名義人は、補助金申請団体名としてください。また、請求書上で、①購入したものと、②購入事業者が明確であるようにしてください。
クレジットカード		領収書の他に、カードの利用明細書を添付してください。

申請や活動内容についての相談、書類の提出先※要事前連絡

相談先（まちづくり団体、NPO法人などの設立、他団体とのマッチング）

名称	東広島市 市民協働センター
場所	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 北館1階
開館日	平日（9時～17時45分）、土日祝（10時～17時45分）※閉館日有、お問合せください。
連絡先 tel	TEL（082-422-1036）、FAX（082-423-0270）
連絡先 mail	kyoudou@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

書類提出先／相談先（活動内容、審査含む手続きについて）

名称	東広島市 地域振興部 地域づくり推進課 市民協働推進係
場所	〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 北館1階
開館日	平日（8時30分～17時15分）
連絡先 tel	TEL（082-420-0924）、FAX（082-423-0270）
連絡先 mail	hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp

審査

書類審査

応募多数の場合は、提出いただいた書類を基に、審査、選考を行います。その結果を基に、市長が交付団体の決定を行います。

書類審査の結果は、応募いただいた全ての団体に発送します。

また東広島市ホームページにも掲載します。

書類審査を通過した団体は、交付申請書を提出していただきます。

毎月 15 日および 30 日（休日の場合は前営業日）に申請をとりまとめて地域づくり推進課において課内審査を行います。その後審査委員においても審査を行います。最長 1 か月前後審査に時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。

審査基準

審査基準の詳細については、P10 を参照してください。

その他注意点

審査結果の公表は、採択団体および採択活動のみの公表とし、審査点数、審査内容その他については非公開です。

交付の決定と補助金の交付

交付申請書類の提出

令和7年度事業実施分として、正式な申込を受付するものです。

受付は令和7年4月1日より開始します。

補助金交付申請書、予算書等市ホームページに必要書類を記載しておりますので、準備し提出してください。

様式については、交付決定団体に別途案内します。

補助金交付の決定

審査・選考結果をもとに、市長が採択団体を決定し、交付申請書類を審査した後、補助金交付の決定を行います。

交付決定前の支出は、補助対象経費として認められません。

補助金の交付

（確定払いの場合）

活動完了後に補助額を決定し、補助金を交付するものです。

額の確定後、補助決定団体から請求書を受理した後、約2週間で支払います。

（概算払いの場合）

活動の完了前に補助金を交付（概算払い）するものです。

概算払請求書を受理した後、約2週間で支払いを行います。

本補助金は、確定払いを原則としていますが、申請をしていただくことにより、概算払いが可能です。詳しくは、地域づくり推進課までお問い合わせください。

活動実施および実績報告など

活動内容の周知

本補助金の採択活動であることを広く周知してください。

実施する活動の周知物、成果物などにおいて、当補助金の助成を受けていることを明記してください。

最終実績報告

活動完了後30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、最終実績報告書類を提出してください。

様式については、交付決定団体に別途案内します。

額の確定など

- ・最終実績報告書の内容を審査し、補助活動の成果が、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していることや、その内容が適切かなどを地域づくり推進課で確認し、補助金の額を確定します。
- ・この際、補助対象経費となる額が補助金交付決定額よりも少なかった場合、当初交付決定された補助額が減額されます。
- ・精算残金がある場合は、速やかにこれを返還しなければなりません。

活動計画の中止・変更

・やむを得ず、活動を中止する場合、または活動計画を変更する場合など、活動計画を途中で中止、変更するためには、計画変更の手続きが必要となりますので、事前に地域づくり推進課にご連絡ください。

・活動実施、完了にともない、計画していた活動費よりも少ない額で活動が完了する場合、代表者や構成員名簿に変更があった場合にも、変更届の提出が必要となりますので、事前に地域づくり推進課にご連絡ください。

関係書類の整理など

補助活動に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は整理し、いつでも見ることができるようにしておいてください。また、その会計帳簿（予算書、決算書など）や証拠書類（領収書など）は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

活動報告会への出席

補助金交付団体による活動報告会の開催を令和8年5月中旬から下旬で予定しています。

日程は決定後、郵送にて通知いたしますが、必ず出席をお願いいたします。

その他注意点

報告書を期限内に提出されない場合など、指示に従わない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

申請内容に虚偽の記載があることが判明した場合や活動が途中で打ち切られた場合、補助金を不正に使用した場合は、補助金の交付決定を取り消します。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

【参考２】 特定非営利活動促進法 第二条

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

２ この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（特定非営利活動促進法から抜粋）

東広島市 地域振興部 地域づくり推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

Tel/082-420-0924 Fax/082-423-0270

E-mail/hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp